

番号	内容	質問	回答
1	届出 別紙2	石炭ボイラーで、石炭以外の原材料があれば記載が必要か。	水銀等の排出に影響のあるものであれば、記載が必要です。
2	届出 別紙2	原材料中の水銀等含有割合は、測定する必要があるのか。	原則、分析してください。 ただし、例えば、既存施設で施行までに原材料が入って来ない場合は、一旦、空欄で使用届を提出してください。原材料が入り次第、測定し、変更届出で値を記入してください。また、どうしても測定できないのものがあれば、その旨県や政令市などへ相談してください。
3	届出 別紙2	原材料の水銀等含有割合について、測定結果の届出添付は必要か。また、何カ月以内に測定のもの等の期限はあるか。	必要です。期間はありません。
4	届出 別紙2・3	排ガス中の水銀濃度について、測定結果の届出添付は必要か。また、何カ月以内に測定のもの等の期限はあるか。	不要です。期間もありません。
5	届出 別紙2・3	既存施設であって、現在、ばい煙発生施設の届出の際に記載した最大値では稼働していない。また、原材料の使用量も、ばい煙発生施設の届出時と異なっている。水銀排出施設の届出では、どのような値にすればよいか。	同一の施設であるので、排出ガス量の最大値は同じにする必要があります。 原材料及び燃料欄は、ばい煙発生施設の届出では「ばい煙の発生に影響のあるもの」を記入し、水銀排出施設の届出では「水銀等の排出に影響のあるもの」を記入することから、使用量が一致しない場合もあり、また変更されることもあります。このため、原材料及び燃料の使用量は現状を記載してください。
6	届出 別紙2・3	「届出の水銀濃度を、実測値ではなく設計値で記載した場合、届出値と実測値が大きく違った場合は変更届出を提出してください。」との説明があったが、その目安は。	1桁以上違う場合とします。
7	届出 別紙2・3	排ガス中の水銀濃度等は1回の測定結果の値でも良いか。	問題ありません。
8	届出 別紙3	既存施設は、処理前後の水銀濃度について、測定値の記載が必要か。	原則、必要です。 ただし、改正法施行までに測定ができなかった場合は、一旦空欄又は設計値等を記入して使用届を提出してください。施行後には水銀濃度の測定義務が発生するため、測定を行い、空欄で届出ている場合又は設計値等と実測値が大きく違う場合は、変更届出で値を記入又は変更してください。 処理前については、施設の構造上の理由等で測定できない場合、届出は空欄で問題ありませんが、測定できない旨の説明を届出提出時にお願います。
9	測定	測定義務がかかるのは、排ガス処理後か。	処理後です。
10	測定	月単位の休止期間がある。測定頻度が「〇か月を越えない作業期間ごとに1回以上」の施設の測定はどのように考えたらよいか。	作業期間に、全日休止の月は含めません。ただし、月のうち1日でも稼働すれば作業期間は1か月として含めます。 電気事業法・ガス事業法・鉱山保安法の施設の場合は、産業保安監督部に確認してください。
11	測定	測定結果の報告は必要か。必要であれば、いつ必要か。	測定結果の報告義務はありません。 ただし、水俣条約上、国は排出源ごとの大気排出インベントリを作成する必要があることから、当面の間は、毎年度、測定結果を照会する予定です(時期等、詳細は未定)。
12	測定	休止中の施設があるが、測定は必要か。	測定頻度と休止期間の関係にもよりますが、測定の為に稼働させる必要はありません。